愛知県	愛知県試験事務所	052―261―2896	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
三重県	三重県試験事務所	059―346―1009	
滋賀県	滋賀県試験事務所	077―526―4718	
京都府	京都府試験事務所	075―314―6540	
大阪府	大阪府試験事務所	06―6229―1236	
兵庫県	兵庫県試験事務所	078―361―8068	
奈良県	奈良県試験事務所	0742―33―7192	
和歌山県	和歌山県試験事務所	073―432―1896	
鳥取県	鳥取県試験事務所	0857―22―3319	
島根県（松江市、江津市）	島根県試験事務所	0852―21―9716	
岡山県	岡山県試験事務所	086―226―5227	
広島県	広島県試験事務所	082―228―1370	
山口県	山口県一般ガス・冷凍試験事務所	083―974―5380	乙種化学、乙種機械、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験
	山口県液化石油ガス試験事務所	083―925―6361	丙種化学（液石）責任者免状に係る製造保安責任者試験及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
徳島県	徳島県試験事務所	088―665―7705	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
香川県	香川県試験事務所	087―821―4401	
愛媛県	愛媛県試験事務所	089―947―4744	
高知県	高知県試験事務所	088―805―1622	
福岡県	福岡県試験事務所	092―476―3838	
佐賀県	佐賀県試験事務所	0952―22―5516	
長崎県	長崎県試験事務所	095―824―3770	
熊本県	熊本県試験事務所	096―381―3131	
大分県	大分県試験事務所	097―534―0733	
宮崎県	宮崎県試験事務所	0985―52―1122	
鹿児島県（鹿児島市、奄美市）	鹿児島県試験事務所	099―250―2535	
沖縄県（本島、宮古島市、石垣市）	沖縄県試験事務所	098―858―9562	

平成29年度液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施公告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第104条第５項の規定に基づく、平成29年度液化石油ガス設備士試験の実施について

平成29年５月26日　　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会
会長　市川　祐三

１．試験日時
⑴　筆記試験　平成29年11月12日（日）午前９時30分
⑵　技能試験　平成29年12月３日（日）但し、富山県会場にあっては、平成29年12月４日（月）
液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

２．試験地
⑴　筆記試験　別表の左欄に掲げる試験地
⑵　技能試験　液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

３．受験資格
年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

４．受験申請の受付期間
⑴　電子申請によるもの
平成29年８月21日（月）午前10時から平成29年９月１日（金）午後５時まで
受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表の左欄に掲げる試験地に関係なく、すべて高圧ガス保安協会のホームページ（http://www.khk.or.jp）上で受け付ける。
⑵　書面申請によるもの
平成29年８月21日（月）から平成29年９月１日（金）まで
郵送による場合は、平成29年９月１日（金）までの消印のあるもの（料金別納郵便、料金後納郵便及びそれらに類似するもの（メール宅配便等）にあっては、平成29年９月１日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

５．書面申請による受験願書の提出先及び提出方法
⑴　別表の左欄に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
⑵　郵送又は持参とする。

６．受験手数料
電子申請　20,200円　書面申請　20,700円

７．受験案内書の配布等
⑴　電子申請によるもの
受験申請に必要な事項は、平成29年７月10日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（http://www.khk.or.jp）に掲載する。
⑵　書面申請によるもの
受験願書等の受験に必要な書類は、平成29年７月10日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

８．合格基準
合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

９．受験上の注意
試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。

以　上